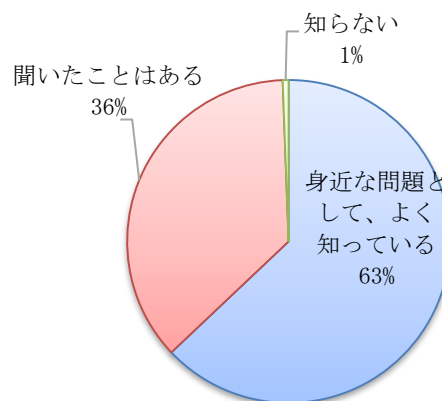


3 市政モニターアンケート調査（各設問の回答の概要）

令和6年9月2日（月）～令和6年9月17日（火） 実施
 （※問1はモニター属性特定のための設問であり、省略）

問2. 適切な管理が行われていない空き家が全国的に問題となっていることはご存知ですか。
 （1つ選択）

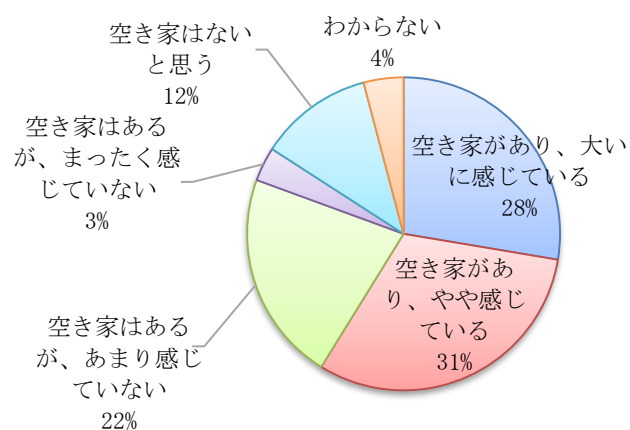
1. 身近な問題として、よく知っている	107 人
2. 聞いたことはある	62 人
3. 知らない	1 人
合 計	170 人



全体の6割以上の方が身近な問題としてよく知っている結果となりました。

問3. あなたのお住まいの周辺に、適切な管理が行われていない空き家がありますか。また、空き家があることで不安を感じたことはありますか。（1つ選択）

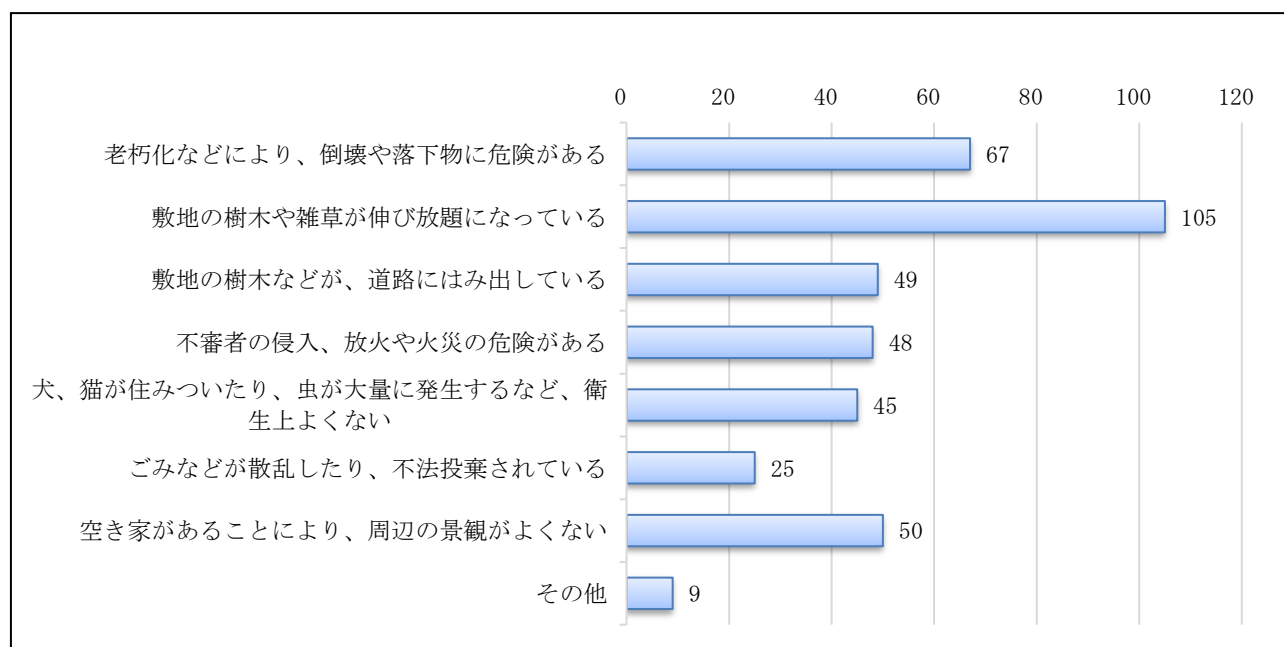
1. 空き家があり、大いに感じている	47 人
2. 空き家があり、やや感じている	53 人
3. 空き家はあるが、あまり感じていない	37 人
4. 空き家はあるが、まったく感じていない	6 人
5. 空き家はないと思う	20 人
合 計	170 人



「2. 空き家があり、やや感じている」（53人）、「1. 空き家があり、大いに感じている」（47人）と答えた方が全体の59%で、周辺に適切な管理が行われている空き家があることで、不安を感じられている方が多くいることがわかりました。

問4. 問3で「1. 空き家があり、大いに感じている」、「2. 空き家があり、やや感じている」、「3. 空き家はあるが、あまり感じていない」を選択された人にお伺いします。その空き家の状態について、該当するものを選んでください。(複数選択)

1. 老朽化などにより、倒壊や落下物に危険がある	67 人
2. 敷地の樹木や雑草が伸び放題になっている	105 人
3. 敷地の樹木などが、道路にはみ出している	49 人
4. 不審者の侵入、放火や火災の危険がある	48 人
5. 犬、猫が住みついたり、虫が大量に発生するなど、衛生上よくない	45 人
6. ごみなどが散乱したり、不法投棄されている	25 人
7. 空き家があることにより、周辺の景観がよくない	50 人
8. その他	9 人



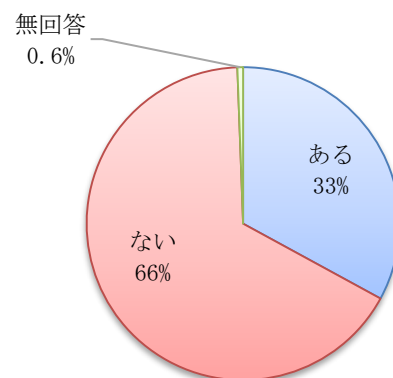
「2. 敷地の樹木や雑草が伸び放題になっている」(105 人)と答えた方が最も多く、次いで「1. 老朽化などにより、倒壊や落下物に危険がある」(67 人)、「7. 空き家があることにより、周辺の景観がよくない」(50 人)などが多く挙げられました。

問5. 問4で「8. その他」を選択された人にお伺いします。 よろしければその空き家の状態を教えてください。(自由記入)

- ・ 家族の方が定期的に訪れている。
- ・ 空き家火災もおきており、犬猫の糞、尿等衛生上よくない。
- ・ 空き家はあるが庭木等きれいにされています。
- ・ 時々通るが、特に心配はない、庭なども手入れされているのでは？
- ・ 賃貸のアパート、1戸建ての空家がある。雑草等もなく不安はないが我家の戸締りには気を付けている。
- ・ 崩れそうな状態。半分は屋根も落ち気味。
- ・ 崩壊寸前の家がある。
- ・ 新古住宅として売り出されている。
- ・ あまりにもひどいのは更地になったと思います。
- ・ 樹木が道路にはみ出していることがあり、通行する時車に当たってしまう。
- ・ 最近、野良犬や野良猫が多く、空き家の周辺でもよく見かけるので住処にしているのかもしれない。
- ・ 敷地内に植えられている樹木が成長し、ブロック塀が傾斜している。いずれ倒壊すると思われる。

問6. あなたのお住まいの周辺に空き家の所有者や管理者がわからないものがありますか。
(1つ選択)

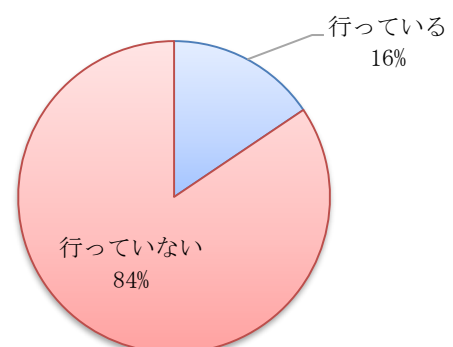
1. ある	56 人
2. ない	113 人
無回答	1 人
合 計	170 人



「2. ない」(113 人) と答えた方が 66% という結果となりました。

問7. 空き家に対して、近所の方々や自治会などで地域の生活環境や安全確保のための活動を行っていますか。(1つ選択)

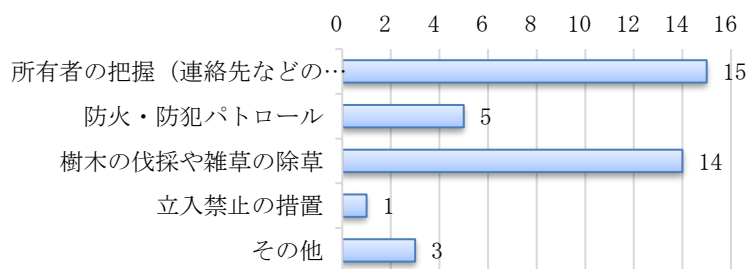
1. 行っている	26 人
2. 行っていない	141 人
無回答	3 人
合 計	170 人



「2. 行っていない」(141 人) と答えた方が多く全体の 84% で大半を占めました。

問 8. 問 7 で「1. 行っている」を選択された人にお伺いします。 近所の方々や自治会などで行う活動のうち、該当するものを選んでください。(複数選択)

1. 所有者の把握(連絡先などの管理)	15 人
2. 防火・防犯パトロール	5 人
3. 樹木の伐採や雑草の除草	14 人
4. 立入禁止の措置	1 人
5. その他	3 人



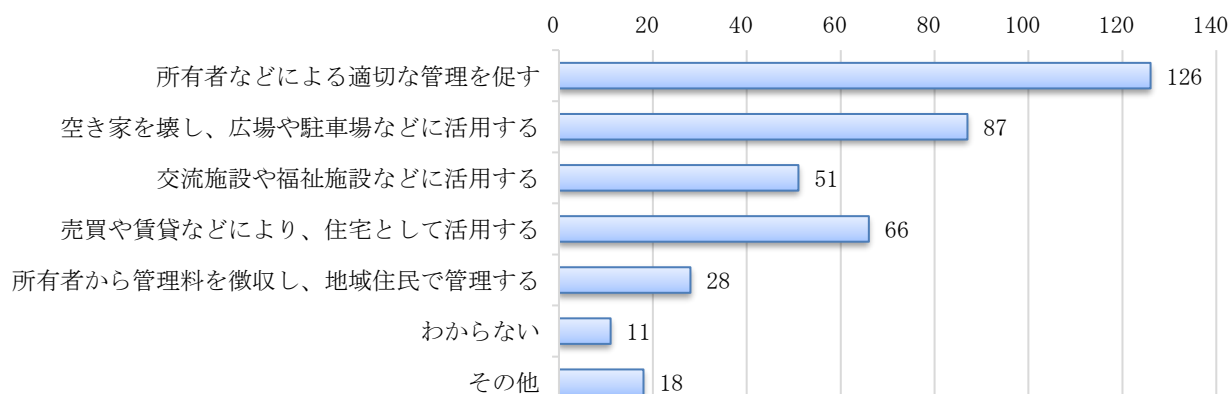
問 9. 問 8 で「5. その他」を選択された人にお伺いします。 よろしければ活動の内容を教えてください。(自由記入)

回答の一部を紹介します。

- ・具体的にわからない。
- ・屋根よりの落下物の撤去等
- ・私も自治会長しておりました関係で空家対策はとても気にして居ります。当地区は今のところ 7 件です、この 7 件とも持ち主が分かり今現在 4 件不動産屋を通して売却予定です。
- ・瓦落下防止処置、市への対応依頼

問 10. 今後、地域の空き家をどうしていくべきだと思いますか。(複数選択)

1. 所有者などによる適切な管理を促す	126 人
2. 空き家を壊し、広場や駐車場などに活用する	87 人
3. 交流施設や福祉施設などに活用する	51 人
4. 売買や賃貸などにより、住宅として活用する	66 人
5. 所有者から管理料を徴収し、地域住民で管理する	28 人
6. わからない	11 人
7. その他	18 人



「１．所有者などによる適切な管理を促す」と答えた方が最も多く、回答者 170 人中、126 人の方が選択していました。そのほか、「２．空き家を壊し、広場や駐車場などに活用する」(87 人)、「４．売買や賃貸などにより、住宅として活用する」(66 人) などが多く挙げられています。

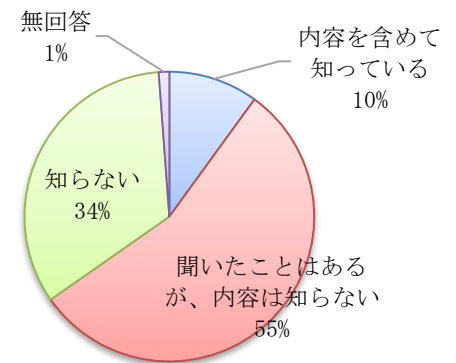
問 11. 問 10 で「7. その他」を選択された人にお伺いします。 よろしければあなたのご意見を教えてください。(自由記入)

回答の一部を紹介します。

- ・固定資産税の滞納処分を厳重にするべき。滞納者に対して特に差押えなど行われていない。
- ・私自身の家も空き家でしたが、父が亡くなり、色々なことが落ち着いた後、売りました。決断には勇気がいりましたが、家族で話し合い、形に残る思い出より、心に残っている思い出をこれからも大切にしていきたいと覚悟を決めました。
- ・空き家にならないように、地元に帰って生活できるようにしてほしい。
- ・隣家の空き家の落下物の危険・雑草で困っており、雑草は近所の方達で除草して 1 年以上経ちます。市を通じて、所有者などによる適切な管理を促していただきましたが、変化なしです。公的な強制をお願いしたいです。
- ・外国人労働者や被災した人に住んでもらうなど、有効活用してほしいです。
- ・補助金を拡充して解体を促す。
- ・管理が難しいとか管理ができないため空き家として放置されているのであって、所有者が自らの責任によりの確に対応することという法律では、あまり効果はないと考えます。個人所有の物件であっても、所有者もしくは所有者の近親者や関係者の許可がある、もしくは広報及び物件への表示をし、10 年から 20 年経過もしくは倒壊の恐れがある場合には市町村が接收し、交流施設、福祉施設、公園、整備して再販できるように法改正をしなければ、今後放置空き家は増加してゆくのではと考えます。
- ・所有者が特定できないものは、倒壊の危険回避や防犯のために、市で管理してほしい。
- ・家を持って置くメリットがないので、そのままにしていると思われます。メリットを出すか法律で規制するか。人は 10 年 20 年先のことを過小評価するがそのままは大変なことだと社会全体で理解してもらう必要がある。
- ・所有者が管理する事が一番正しい事ですが、現実はその所有者が積極的に対応をしてもらえない例が多いので市道を通行する際に迷惑がかかる場合は、その地区の自治員がはみ出した枝を切れるなどの対応ができるようになればいいと思います。
- ・今年首都圏から新居浜市に U ターン移住をしました。移住する前に家族で住める一戸建てをインターネットで探していましたが、なかなか見つけれませんでした。しかし実際新居浜に帰ってくると空き家となっている一戸建てが多くあり勿体無いなと感じました。市で空き家の現状を把握し、所有者と連携しながらインターネットなどに掲載することによって住まいとしてまた使う人がいるかと思っています。

問 1 2. 平成 2 7 年 5 月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」をご存知ですか。
(1 つ選択)

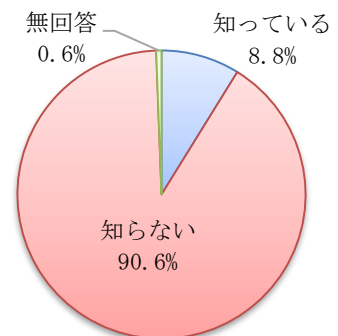
1. 内容を含めて知っている	17 人
2. 聞いたことはあるが、内容は知らない	94 人
3. 知らない	57 人
無回答	2 人
合 計	170 人



「1. 内容を含めて知っている」(17 人)、「2. 聞いたことはあるが、内容は知らない」(94 人) と答えた方が全体の半数以上で、「3. 知らない」(57 人) と答えた方は全体の 34% でした。

問 1 3. 新居浜市では空き家に関する相談体制として、まずは建設部建築指導課の空き家対策班が総合窓口となって受付を行い、寄せられた相談内容等を整理した後、その内容に応じて所管する担当課に情報提供をし、迅速な対応を依頼しております。 建築指導課の空き家対策班が総合相談窓口となっていることをご存知ですか。(1 つ選択)

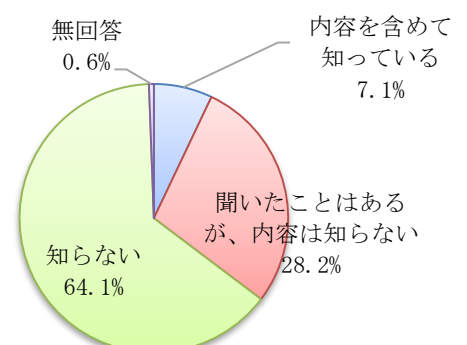
1. 知っている	15 人
2. 知らない	154 人
無回答	1 人
合 計	170 人



「2. 知らない」(154 人) と答えた方が全体の 9 割を占め、「1. 知っている」(15 人) と答えた方は全体のわずか 9% という結果となりました。

問 1 4. 新居浜市では、安全安心な生活環境の確保及び良好な地域景観の保全を図るため、老朽化等による危険な空き家を除去する者に対し、「新居浜市老朽危険空き家除却事業補助金」を交付していますが、この補助金の制度をご存知ですか。(1 つ選択)

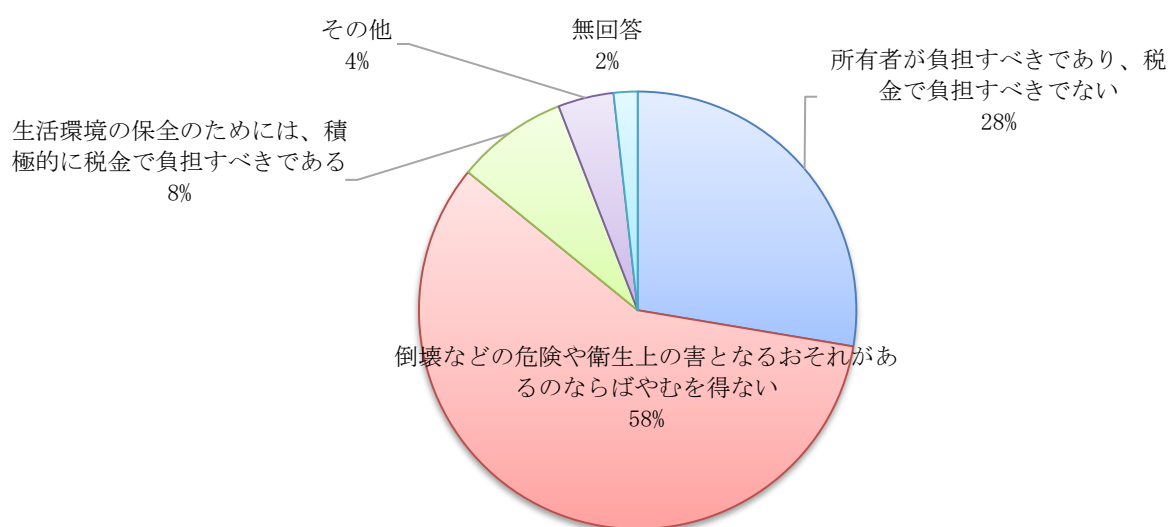
1. 内容を含めて知っている	12 人
2. 聞いたことはあるが、内容は知らない	48 人
3. 知らない	109 人
無回答	1 人
合 計	170 人



「3. 知らない」(109 人) と答えた方が全体の 6 割を占め、半数以上の方が補助金制度を知らないという結果となりました。

問 1 5. 空き家等の管理は、第一義的には所有者が自らの責任によりの確に対応することが前提となりますが、問題解決に税金が使われることについて、あなたはどのように思いますか。(1 つ選択)

1. 所有者が負担すべきであり、税金で負担すべきでない	47 人
2. 倒壊などの危険や衛生上の害となるおそれがあるのならばやむを得ない	99 人
3. 生活環境の保全のためには、積極的に税金で負担すべきである	14 人
4. その他	7 人
無回答	3 人
合 計	170 人



「2. 倒壊などの危険や衛生上の害となるおそれがあるのならばやむを得ない」(99 人) と答えた方が全体の 58% で最も多く、「3. 生活環境の保全のためには、積極的に税金で負担すべきである」(14 人) と答えた方 (8%) と合わせると、約 7 割の方が問題解決のために税金を使うことについて反対していないという結果となりました。

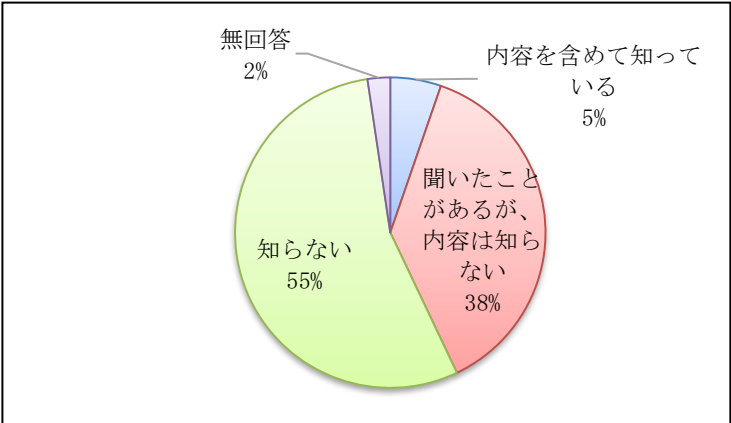
問 16. 問 15で「4. その他」を選択した人にお伺いします。 よろしければあなたのご意見などを教えてください。(自由記入)

回答の一部を紹介します。

- ・税金で負担してもらえると、空き家を放置する人が増えていくのではと思っています。
- ・息子等が近くに居住していて管理出来るなら本人に連絡、費用請求を必ずすべき。
- ・徹底的に調査し不明な物をすべて市がおさえ管理費を所有者から徴収する。
- ・早急な周囲の安全面を考えて、2 番の考えに概ね賛成ではあるが、所有者が逃げ得にならないように、取り壊した後も金銭の徴収はしてもらいたい。
- ・所有者や相続人がいる場合は その人達が負担すべきだと思いますが、これから単身者が増え、その人が亡くなった後相続する人がいない、不明の土地も増えていくと思います。
土地や家を売ろうにも売れないと聞いたこともあります。やりたくても出来ない人も増えていると思うので、生前に何かしら決められると良いと思っています。
- ・倒壊などの危険や衛生上の害となるおそれがあるのならばやむを得ないが、基本は、相続した人がまず行うべきです。やむを得ず諸事情がある場合は、税金で危険を回避する必要がありますが、法的に日本は問題があります。国が根本的に見直す必要があります。
- ・所有者が負担すべきであり、税金で負担すべきでなく、所有者が負担出来ないものは、市や公共機関が買い取り、管理してほしい。
 - ・地元を離れ親も亡くなり、新居浜にわざわざ帰り解体業者を決めたり対応したり中々難しい現状だと思う。 相続したら相続税や中古を買うと取得税に持てば固定資産税やらと莫大な税金を摂取しているのだから、多少は税金を投入してもバチは当たらないと思うし、市民への還元では無いでしょうか。

問 17. 令和 5 年 12 月に更なる空き家対策の強化を目的に「空家等対策の推進に関する特別措置法」(空家法)が改正されたことをご存じですか。(1つ選択)

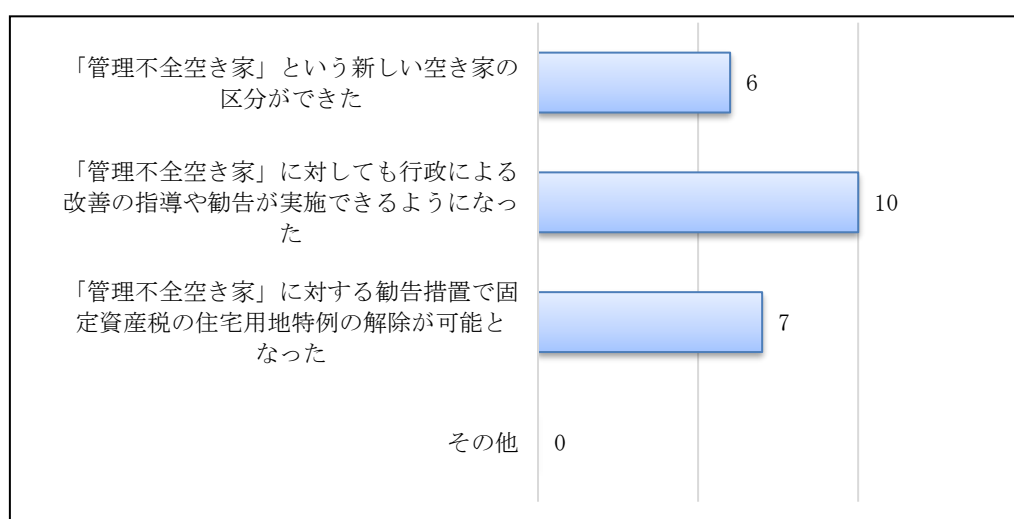
1. 内容を含めて知っている	9 人
2. 聞いたことがあるが、内容は知らない	64 人
3. 知らない	93 人
無回答	4 人
合 計	170 人



「3. 知らない」(93 人)と答えた方が全体の 55%で、「1. 内容を含めて知っている」(9 人)、「2. 聞いたことがあるが、内容は知らない」(64 人)の 43%を上回って、半数以上の方が知らないという結果となりました。

問１８． 問１７で「１．内容を含めて知っている」を選択した人にお伺いします。どのような内容をご存じですか。（１つ選択）

１．「管理不全空き家」という新しい空き家の区分ができた	６人
２．「管理不全空き家」に対しても行政による改善の指導や勧告が実施できるようになった	１０人
３．「管理不全空き家」に対する勧告措置で固定資産税の住宅用地特例の解除が可能となった	７人
４．その他	０人



「２．「管理不全空き家」に対しても行政による改善の指導や勧告が実施できるようになった」（１０人）を挙げられた方が最も多い結果となりました。